

- ・複数の区分に該当する場合はそれぞれの手数料額の合算した額となります。
- ・手数料の適用は1棟毎になります。(複数棟の合計の床面積に対する手数料ではありません。)
- ・申請1件で同一棟内複数住戸について申請する場合は、床面積の合計が適用となります。(個別の床面積に対して加算するものではありません。)

建物区分 (床面積A (m <sup>2</sup> ))			適合証なし (円)	適合証あり (円)
(1) 一戸建ての住宅	標準計算	A < 200	35,000	5,000
		200 ≤ A ≤ 300	40,000	5,000
	仕様基準	A < 200	18,000	5,000
		200 ≤ A ≤ 300	19,000	5,000
	仕様・計算 併用	A < 200	26,000	5,000
		200 ≤ A ≤ 300	29,000	5,000
(2) 共同住宅等	標準計算	A ≤ 300	71,000	10,000
	仕様基準	A ≤ 300	34,000	10,000
	仕様・計算 併用	A ≤ 300	53,000	10,000
(3) 非住宅部分(工場等 専用建築物を除く。)	標準計算	A ≤ 300	235,000	10,000
	モデル入力法	A ≤ 300	90,000	10,000
(4) 非住宅部分(工場 等専用建築物に限 る。)	標準計算	A ≤ 300	24,000	10,000
	モデル入力法	A ≤ 300	20,000	10,000

○法第31条第1項の規定に基づく変更の認定の申請に対する審査の手数料

変更に係る部分の床面積の2分の1(増加する部分については当該増加する部分の床面積)とし、上記の表による面積区分による手数料とする。

○認定申請に併せて建築基準関係規定への適合審査を申し出る場合(法第30条第2項関係)は確認申請相当手数料が加算されます。

【お問い合わせ先】

花巻市建設部建築住宅課建築指導係 0198-24-2111

内線526、527、528